令和３年４月１日

鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

鹿児島市長　　下鶴　隆央

鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

（目的等）

第１条　この要綱は、鹿児島市内の保育所、認定こども園（以下「保育所等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子どもを安心して預けることができる体制を整備し、保育所等における児童の受入拡大を図ることを目的とする。

２　補助金の交付の手続については、鹿児島市補助金等交付規則（平成９年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「法施行規則」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）で使用する用語の例による。

(1) 認定こども園　認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園

(2) 社会福祉法人等　保育所等を運営する社会福祉法人等

(3) 保育士　法第１８条の１８第１項の登録を受けた保育士

(4) 保育教諭　認定こども園法第１５条第１項に規定する保育教諭

(5) 保育教諭対象者　認定こども園法附則第５条第１項に規定する幼稚園教諭免許状を有する者であって、保育士資格を有しない保育教諭

（補助金の種類）

第３条　補助金の種類は、「保育人材確保事業の実施について」（平成２９年４月１７日雇児発０４１７第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添１「保育士資格等取得支援事業実施要綱」に基づいて行う次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

(2) 保育所等保育士資格取得支援事業

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、別表１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する社会福祉法人等は補助金の交付対象者としない。

(1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成２６年条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団

(2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

（交付額の算定方法）

第５条　補助金の補助基準額等は別表２のとおりとする。

２　補助金の交付額は、別表２第１欄に定める事業について、同表第２欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第３欄に定める補助率を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額とし、それぞれ同表第４欄に定める額を上限とする。

（事業実施計画書の提出等）

第６条　補助金の交付を受けようとする対象施設は、事業の対象者が受講を開始した日の属する年度内に、鹿児島市保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第１）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を速やかに決定するものとする。

（補助金の交付の申請）

第７条　規則第４条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、前条の規定による決定を受けた後、別表２の第５欄に定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

(1) 鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第２）

(2) 鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金所要額内訳表（様式第３）

(3) 鹿児島市保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第４）

(4) 鹿児島市保育士資格取得支援事業補助金収支決算（見込）書

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第８条　規則第６条第４項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の対象者は、受講期間中においても、対象施設に常勤職員として勤務していること。

(2) 事業の対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設において原則１年間以上勤務すること。

(3) 事業の対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、対象施設としての要件を満たしていること。

(4) 事業の対象施設は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後５年間保管しておくこと。

(5) その他規則及びこの要綱に規定する補助事業者等に係る事項を遵守すること。

(6) 前各号の条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を本市に納付させることがあること。

（補助事業等実績報告書等の省略）

第９条　規則第２５条の規定により、補助事業等実績報告書及び補助金等確定通知書を省略する。

（併給の禁止）

第１０条　補助事業者等は、補助事業の対象経費と重複して他の財政的援助を受けることはできない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年３月２８日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和８年１月５日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表１（第４条関係）

種類	交付対象施設
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
保育所等保育士資格取得支援事業	保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園

別表２（第５条関係）

１　事業名	２　補助対象経費	３　補助率	４　上限額	５　申請期限
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	特例制度により資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講に係る経費	１/２	受講者１人につき１００千円	保育教諭対象者が保育士証の交付を受けた後、認定こども園等において勤務を開始した日の属する月の末日
	代替職員雇上費	１０/１０	１日当たり８，０４０円	
保育所等保育士資格取得支援事業	指定保育士養成施設を卒業する場合の受講に係る経費	１/２	受講者１人につき３００千円	対象者が保育士証の交付を受けた後、保育所等において勤務を開始した日の属する月の末日
	実務経験があって幼稚園教諭免許状を有する者が、特例制度により資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講に係る経費	１/２	受講者１人につき１００千円	
	幼稚園教諭免許状を有する者が、指定保育士養成施設での受講により資格を取得するために要した経費	１/２	受講者１人につき２００千円	